

平成 30 年度第 2 回 豊岡市空家等対策協議会 議事録（要約版）

日 時：平成 30 年 11 月 27 日（火）13 時 30 分～15 時 00 分

場 所：豊岡市役所 本庁舎 大会議室

出席者：別紙出席表

傍聴者：なし

1. 開 会（建築住宅課長）

2. 挨拶（都市整備部長）

3. 議 事

(1) 報告事項

ア 第 1 回協議会協議録について

事 務 局：第 1 回の協議録について報告（資料 1 参照）

会 長：本件に関して質疑等があればどうぞ。

質疑なし

イ 市内空家の前回報告の補足説明について

ウ 特定空家等の取組み状況について

※イ、ウ 一括して事務局より報告

事 務 局：①②③の空家のランクの定義の再確認及び各ランクの空家の具体事例を紹介

事 務 局：除却された空家及び適正管理依頼の状況について事例を説明

事 務 局：認定済みの特定空家等の取組み状況について説明

※(1)豊岡市駅前区(2)竹野町宇日区(3)日高町山田区(4)豊岡市下鶴井区(5)豊岡市沖加陽区のそれぞれの空家等について、当日配布資料及びパワーポイント資料を基に説明。

※協議内容の詳細（以下除く）及び資料については、いずれも特定の個人を識別されるおそれがあるため委員以外には非公開とする

会 長：本件に関して質疑等があればどうぞ。

会 長：除却された後、土地はどのように活用されているのか把握しているか。

事 務 局：除却後の状況までの把握はしていない。

会 長：除却された空家について、①の空家の所有者より、②の空家が多いように見えるが。

事 務 局：特定空家等については、助言・指導により除却しないと補助金が活用できなくなるので、補助金が使えなくなる前に除却される。②③の空家については、個人の所有物であるため民法上の責任があることを説明すると、所有者が自主的に除却される傾向がある。①の空家については、特定空家等になったものを除いて、所有者が自ら除却したものはない。

委 員：区の役員と協議している案件があるが、区はどのように関わっているのか。

事 務 局：区は今までの経緯をよく把握されている。区としても早く解決したいという思いがあるので、所有者との話し合いをしたいという前向きな意見をいただいている。

会 長：補助金の申請が煩雑なため、補助金を使わずに全額自己負担で除却されるというようなことはあるのか。行政側でもフォローしているのか。

事 務 局：必要書類は申請者で準備されている。遠方の方については郵便での書類のやり取りも行っ

ているので、補助金が使えるのに使わずに自力で除却するという事はない。

会 長：空家の除却実績があがってきているが、その実績をホームページで公開するようなことはしているか。

事 務 局：協議会の議事録はホームページで公開しており、その中に空家数などは公開している。実績に特化した公開は、今後の検討課題とする。

エ 日高区の略式代執行について

事 務 局：8月16日から9月30日までの45日間公告したが、除却されなかった。入札を行って委託業者と契約し、11月22日10時に略式代執行宣言をして解体に着手。12月末に終了予定。

※当日配布資料及びパワーポイント資料を基に、代執行初日の状況(代執行宣言読み上げ、動産確認説明、内部の様子、仮囲いの設置、解体中の様子)を説明。

会 長：本件に関して質疑等があればどうぞ。

委 員：道路使用の許可を取られ、作業の安全を確保されていたのはよかったと思う。

(2) 協議事項(新たな特定空家等について)

事 務 局：下陰区、清冷寺区の危険空家について、当日配布資料及びパワーポイント資料を基に説明。
※協議内容の詳細(以下除く)及び資料については、いずれも特定の個人を識別されるおそれがあるため委員以外には非公開とする

会 長：本件に関して質疑等があればどうぞ。

ア 下陰区空家に関する質疑

委 員：特定空家等の認定基準は150点であり、この空家は150点がついている。玄関の施錠等、何か措置をすれば、150点を下回ることになるが。

事 務 局：市が個人の所有物に対し、無断で措置をすることはできないので、現状で点数をつけている。この案件については、相続人全員が相続放棄しているため、措置を依頼する相手もない。

委 員：下陰区という立地であれば、土地の値段も高いので解体してしまえば土地も売れそうで資産価値がマイナスになることはなさそうであるが、なぜ相続放棄されているのか把握されているか。

事 務 局：個人的な理由であるため、市ではそこまで把握していない。一般的には、被相続人の債務関係があったことが推測される。

会 長：もし所有者がいれば、どのように進めていたか。

事 務 局：適正管理依頼、助言・指導の順で対応していたと思う。

委 員：相続財産管理人は選任されていないのか。

事 務 局：確認できない。

委 員：通学路であり、交通量も多く、この空家が目立つ。この空家を放置することで、防犯面での悪影響が懸念される。

委 員：このまま放置してもよくなることはないため、何らかの措置は必要。

会 長：略式代執行した案件では、道路にバリケードを設置していたが、どのようなタイミングで設置するのか。特定空家等だからといって何かできるのか。

事 務 局：市道側に崩れるおそれがあるため設置した。

会 長：協議会としての意見集約をしたい。特定空家等に該当すると思われるとしてよいか。異議なし。

会 長：協議会としては、特定空家等に該当すると思われると考える。今後の進め方は市に一任する。

イ 清冷寺区空家に関する質疑

会 長：建物も著しく損傷しているので、特定空家等としても該当しそうである。

会 長：協議会としての意見集約をしたい。特定空家等に該当すると思われるとしてよいか。
異議なし。

会 長：協議会としては、特定空家等に該当すると思われると考える。今後の進め方は市に一任する。

(3) その他(次期委員の選任について)

会 長：次期委員の選任について事務局よりお願いします。

事 務 局：委員の任期については、協議会条例第3条で2年と定められている。現委員の就任は、平成29年5月26日であるので、任期は平成31年5月25日までとなる。条例上、再任できることとなっているので、再任をお願いしたい。改めて就任の依頼をしたいと考える。兵庫県土地家屋調査士会、兵庫県司法書士会、民生委員・児童委員連合会の各組織から選任いただいた方については、各組織へ選任を依頼する。

事 務 局：今後の予定として、今年度は大きな動きがない限りは開催しない予定。来年度は次期委員の就任に合わせての開催で、5月下旬を予定する。

会 長：これで、本日の議事を閉じたい。

事 務 局：課長（閉会挨拶）

豊岡市空家等対策協議会 委員出欠表

(敬称略、順不同)

区 分	役職等	氏 名	所属等	出欠
学識 経験者	兵庫県立大学准教授	やすえだ ひでとし 安 枝 英 俊	兵庫県立大学環境人間学部	出席
	不動産鑑定士	いはら がくと 伊 原 岳 人	伊原鑑定総合事務所	出席
	土地家屋調査士	やはらは かすみ 敷 原 和 三	兵庫県土地家屋調査士会 但馬支部	出席
	弁護士	すがむら ともち 菅 村 朋 子	すがむら法律事務所	欠席
	司法書士	かわら ひとし 河 原 均	兵庫県司法書士会 但馬支部	出席
市 民	豊岡市区長連合会会長	なかじま ようじろう 中 嶋 洋 二 郎	豊岡市区長連合会	出席
	豊岡市都市計画審議会 委員	きむら ひさこ 木 村 尚 子	豊岡市都市計画審議会	欠席
	民生委員・児童委員	いわさき せつこ 岩 崎 節 子	豊岡市民生委員・児童委員 連合会	欠席
関係行政 機関の職 員	豊岡土木事務所 まちづくり参事	はやし みちこ 林 倫 子	兵庫県但馬県民局 豊岡土木事務所	出席
	豊岡南警察署 生活安全課長	うえの こうじ 上 野 幸 司	兵庫県豊岡南警察署	出席